

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正の概要

1 改正の理由

教育職員免許状授与証明書の交付手数料の有料化（令和5年度から）に併せて、請求者の利便性向上を図るため、オンライン申請システムによる請求を可能とし、授与証明請求書の様式を改正する。

また、業務効率化のため学校長が提出する届出等の押印を廃止する等、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 授与証明請求書の改正

オンライン申請システムに対応するため、教育職員免許状授与（交付）証明請求書の様式を改正する。

（第18号様式）

(2) その他所要の改正

ア 学校長が提出する届出等の押印廃止

非常勤講師の教授（実習）届出書及び免許教科外教科の教授担任許可申請書について電子メール等での提出を可能にするため、届出書及び申請書の届出者印及び校長印欄を削除する。

（第14号様式の2及び第15号様式）

イ 教員免許状に旧姓又は通称名を併記可能にするための申請書等の改正

文部科学省総合教育政策局長通知（令和3年5月7日付け3文科教第117号）に基づき、教員免許状における旧姓や通称名の併記を可能とするため、申請書等に旧姓又は通称名の記入欄を追加する。

（第1号様式、第5号様式、第10号様式から第14号様式まで、第16号様式、第18号様式及び第19号様式）

ウ その他所要の改正

性別は教員免許状に記載されないため申請書等の性別欄を削除し、また、申請者と迅速に連絡を取れるようにするため申請書に電子メールアドレスの記入欄を追加する等、所要の改正を行う。

（第1号様式から第2号様式の2まで、第4号様式から第14号様式まで、第16号様式から第17号様式の5まで及び第19号様式）

3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、第1号様式から第2号様式の2まで、第5号様式から第9号様式まで、第14号様式から第15号様式まで、第16号様式から第17号様式の5まで及び第19号様式の改正規定は、公布の日。

4 経過措置

改正前の様式（第18号様式を除く。）に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

5 パブリックコメントの実施結果について

令和4年12月22日から令和5年1月20日まで「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づく意見募集（パブリックコメント）を実施した結果、提出された意見はなかった。